



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 瀬川信久先生の民法学：その経歴と業績                                                                |
| Author(s)        | 松久，三四彦                                                                            |
| Citation         | 北大法学論集，61(6)，203-222                                                              |
| Issue Date       | 2011-03-31                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/45121">https://hdl.handle.net/2115/45121</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | HLR61-6_008.pdf                                                                   |



# 瀬川信久先生の民法学

——その経歴と業績——

松久三四彦

瀬川教授は、本年三月三十一日をもって北海道大学大学院法学研究科を定年退職される。教授は、一九七一年六月に東京大学法学部を卒業されて東京大学大学院法学政治学研究科民刑事法専攻修士課程に入学され、同課程を一九七三年三月に修了した後、東京大学法学部助手として採用された。そして、三年後にまとめた助手論文によって、一九七六年七月に北海道大学法学部助教授に採用され、その後、三四年余にわたり本学部・研究科に勤務され、民法の研究・教育に従事された。以下では、この間の教授の御研究の展開を振り返ることにしたい。

## 一 研究上の業績

(1) 教授は、研究者となられた当初の修士課程・助手の期

間に多くの判例研究を執筆されたが、この期間の研究の中心の対象は不動産付合法であった。この研究は、修士論文「附合法の再検討——紛争の解決という視点からの——」を経て、助手論文「不動産附合法の一考察」としてまとめられ、法学協会雑誌に連載された。不動産付合法というテーマは、修士課程一年の時に行った集合物に関する判例研究で抱いた問題関心を発展させたものであったという。民法二四二条に関するこの論文は、古くからの錯綜した学説と不明確な基準に終始していた判例を、紛争当事者と争われる利益によって事案を類型化し、同条の解釈としては、まず付合の当事者間の紛争を念頭に置き、そして、権利濫用法理に基づく基準をとるべきだと主張した。付合をめぐる紛争をいくつかのタイプに分けて分析検討するスタイル

は、「大上段の議論から入るのは性に合わず、具体的な問題から考えていきたい。だから、民法を研究することにした」という教授自身の問題関心の方向性を受けたものであろう。また、不動産付合制度を物権觀念の歴史的な変転とフランス法・ドイツ法の対抗関係の中に位置づけ、民法にとって周辺のとも思える問題が実は民法・民法学の全体の長期変動と密接に結びついていることを示し、法解釈という作業の社会的意味を具体的に制度解釈に即して明らかにした。これは、外国法研究という面では、高校時代の一年間の留学で経験した異なる社会の強い印象と関心に根ざしているとともに、法概念を社会や歴史との関係で把握しようとする姿勢は、狭い意味での法学者の枠を超え、社会科学者としての萌芽を感じさせる。詳細で透徹した分析によって、あたかも細密画のように、問題の各部分と全体像を解明した点は、学界に大きなインパクトを与えるとともに、その後の若手研究者にとって模範とすべき論文の一つとなった。同論文は、教授が本学部助教授として採用される基礎となり、その後、手を加えられて『不動産附合法の研究』（一九八一年）として公刊されている。

(2) 助教授になられた当初は、札幌身分法研究会に参加されたことから、研究対象を寄与分、遺産分割、財産分与などに

拡げられたが、付合法の研究において未解明のまま残された民法解釈方法の問題が研究関心の中で大きな比重を占めていたとのことである。一九八一年～八三年のフランス留学中もフランスの法解釈論を検討し、例えば、「Ch. ベレルマン『議論の研究』——実用法学の視点からの検討——」（一九八四年）では、当時着目されていたレトリック論を民法解釈の観点から読み直す試みをされた。法解釈の方法はいかにあるべきかに対する答えからはほど遠いものであったと述懐されているが、しかし、このようにして培われた研究基盤を背景として、その後、星野英一教授と平井宜雄教授の間でなされた議論に参加され（「法解釈論と法学教育（ミニ・シンポジウム）」（一九八九年）、また、戦前から当時までの主要な民法解釈方法論を検討する作業をされた（「民法の解釈」（一九九〇年））。そして、次のような理解を得られたという。

民法を研究し始めた当初は、法解釈には正しいものがないとしても、法解釈方法論には正しいものがあると考え、それを探究していたが、これまでの多くの法解釈方法論を整理してみると、法解釈方法論にも正しいものがあるわけではない。法解釈方法論は、それぞれの論者がどのような問題をどのように解決しようとしたかによって異なる。したがって、法解釈方法論に

においてまず重要なのは、何を重要な問題と考えるか、それにと  
のように取り組むかを明らかにすることである(『民法の解釈』  
の「おわりに」)。

このような理解は、諸学説や判例をその対象とする紛争類型  
との関係で位置づけるといふ、教授が付合法の研究以来法解釈  
について重視してきた作業を法解釈方法論にも及ぼすもので  
あった。

これ以後、教授は、法解釈方法論をそれ自体として検討する  
のではなく、その基礎にある問題との関係を重視して検討され  
るようになった。過去の法解釈方法論についてはその時代の問題  
との関係を明らかにしようとし(『梅・富井の民法解釈方法  
論と法思想』(一九九一年)、『末弘巖太郎の民法解釈と法理論』  
(二〇〇七年)、『川島民法学における法ドグマと科学』(二〇一〇

年)のほか、『二〇世紀をふりかえる 民法』(二〇〇〇年)、『我  
妻先生と金融ビッグバン』(二〇〇〇年)、また、今採るべき  
法解釈方法論については現代社会のあり方との関係を重視され  
ている(『民法解釈論の今日的位相』(一九九九年)、『民商の壁』  
を超えるために』(二〇一〇年))。法学者であり、日々法解釈  
を実践しつつも、それを社会全体のなかで位置づけようとする  
姿勢から、経済学や社会学等に対しても知的関心が旺盛で、常

に広い視野を保ち続けられている点は驚嘆に値する。

(3) 法解釈方法論の研究と並行して、民法解釈の研究対象  
を、家族財産法の問題や、「隣人訴訟」の比較法的な研究に拡  
げ、その後は不法行為の判例研究も進められた。もともと、民  
法の研究自体の意義を定めることができない状況において、個  
別の法解釈問題にどのように取り組むべきかについてははずいぶ  
ん彷徨われたという。その状況からの一つの出口を見出された  
のは、上に述べた法解釈方法論に関する一応の理解に加えて、  
『日本の借地』(一九九五年)にまとめられる借地法の研究と、  
私法学の課題を考察した『豊かな』社会の出現と私法学の課題』  
(一九九一年)の執筆を通してであったという。

借地の研究は、規制緩和の動きの中で、一九八〇年代の借地  
法改正問題を、江戸期から今日までの宅地賃貸借制度の変遷の  
中で明らかにし、立法提言に結びつけたものである。それまで  
の物権化Ⅱ近代化論に基づく借地法学が借地問題を地主と借地  
人の対抗関係にとらえ、規制緩和推進の経済学が土地賃貸借市  
場の問題としてのみみていたのに対し、本研究は、都市の諸資  
源の配分に関する都市法の問題、あるいは、土地賃貸借市場が  
土地売買市場・金融市場と連動する局面の問題としてとらえた  
のである。その上で、借地の減少の原因は借地法規制ではなく、

第一次都市化の終了による地価上昇率の低下と社会的余剰資金の増加による借入金利の低下と地代収益率の低下によること、土地売買市場と金融市場の拡大に対する土地賃貸借市場の収縮によることを明らかにし、居住用借地については借地法規制を緩和してその増加を図るべきでなく、いわば「自然死」させるべきであると主張された。札幌・函館から東京・大阪・京都・横浜へと実態調査を及ぼし、現在から戦前さらに江戸期まで視野に入れた上で、上記の理論枠組みにまとめたこの研究は、法学者の手になる実証的研究としては稀有な労作であり、また借

地が減少した原因を一つの最高裁判決に求めようとする一部の経済学者に対する、「しかし、地方では七〇年代の末から八〇年代の前半になっても借地が増えているところがある。(中略)論者は、地方ではいまだに一九六二年の最高裁判決の重要性が認識されていなかったからだと答えるのであろうか」(『日本の借地』六頁)という問いかけは、自身の足を使った実証的研究に対する並々ならぬ自信を示すものであろう。同書は、東京市政調査会「藤田賞」および日本不動産学会著作賞を受賞し、『不動産附合法の研究』(一九八一年)と並ぶ瀬川法学の代表的な作品となるとともに、狭い意味での法解釈学にのみとられることなく、社会や歴史という広い視野から法を分析検討しよう

とする教授の研究スタイルの一つの到達点を示すものであり、後進にとつて実証的研究の何たるかを指し示す「導きの星」といえる。

『豊かな社会』の出現と私法学の課題(一九九一年)は、消費者問題、医療訴訟、公害・環境問題、土地・住宅問題、災害訴訟、労災訴訟の分析を通して今日の法律問題の背後にある社会変化の方向を析出し、その方向を踏まえた「社会構成原理」の構築を民法学の課題だとして、規制緩和論と公共性論、社会連帯論とシステム責任論、新しい市民法論、権利論、法人論・団体論を社会構成原理構築の柱石として提示した。教授によれば、それはいまだ素描にとどまり、また当時進みつつあったグローバル化を視野に入れていない点で限定されたものであったが、それでも研究の方向と手掛かりを得ることができたのとである。同論文の内容を法学部公開講座で講演したものとして『市民』の時代の紛争と法(一九九八年)があり、また同論文の理論的知見を拡大・補完しようとしたものとして、『民事法の変容と個人、組織、関係、専門家』(一九九九年)があるが、これらに限らず、教授の以降の作品には、この研究から得られた知見がにじみ出ており、通底する問題関心が感じられる。

(4) 借地法の研究をまとめた後は、不法行為法の研究に重

点を置き、多くの判例研究、論文を発表された。また、金融法、消費者法、知的財産法にも研究対象を拡大し、その中で二一世紀COEプログラムおよびグローバルCOEプログラムの研究活動にも参加された。

不法行為法の研究では、いわゆる一般的不法行為については、「危険便益比較による過失判断」（一九九六年）において、ハンドの定式を成立させた事案と背景を明らかにしてこの定式の妥当性と限界を明らかにし、『民法典の百年Ⅲ』の「民法七〇九条」（一九九八年）において、過失と違法性を中心に明治以来の不法行為法の変遷を整理し、さらに、「不法行為——因果関係概念の展開」（二〇〇六年）ではフランス不法行為法における「因果関係」の変遷を分析された（その他にも、因果関係については、疫学的因果関係、TV火災、予防接種等の判例研究や鑑定意見書（二〇〇二年）などがある）。いわゆる特殊な不法行為では、「共同不法行為論転回の事案類型と法理論」（二〇〇七年）で、共同不法行為の学説・判例を再整理している。これらの論文においては、各学説が念頭に置く事案を明確にしつつ学説の対立と変遷を整理し、事案ごとにあるべき解決を探究するという教授の研究スタイルがよく現れている。

借地法の研究において金融の重要性を認識されたことから金

融法の研究を進められ、さらに、自身が中心となって組織された金融法研究会を一つの母体として、貸手責任、証券化の研究を進められた（「貸手責任の社会的背景と法的性格」（一九九七年）「流動化・証券化の法律問題（一）」（二〇〇一年）。また、担保物権・民事執行制度の法改正（二〇〇三年）、動産譲渡登記の立法（二〇〇四年）の審議に関与され（「動産譲渡登記について」（二〇〇五年））、大学院の授業においては、二〇〇五年以来「現代取引民法」の金融法を担当されている。他方で、北海道消費生活審議会、適格消費者団体での経験から、消費者法にも関心を広げ、金融法的な側面にも配慮の行き届いた消費者法の捉え方を提示されている（「消費者法と民法」（二〇〇八年））。

金融法、消費者法という法学の伝統的蓄積が少ない問題領域においては、対象事案の類型化という手法ではなく、問題の社会的性格を考慮した法規範・立法論を提示されている。

（5）瀬川教授の研究の基本的な考え方は、現実の具体的問題（紛争・判例・法概念）から出発し、紛争の背景と、それらの判例・学説・法概念はいかなる法（学史）的環境のもとで、どのように解決しようとするものかを社会的歴史的に明らかにし、その成果をふまえたうえで解釈論を提示するというもので

ある。英語、フランス語、ドイツ語文献を駆使して外国法研究を行うにあたっては、外国法がなぜそうなっているかを背景に遡って明らかにし、単なる外国法の紹介にはとどまらない。月並みな表現ではあるが、「旺盛な知的好奇心に裏打ちされた、幅広い視野からの法学研究」こそが教授の研究の真骨頂といえよう。

## 二 教育上の業績

瀬川教授は、着任以来、学部・研究大学院・法科大学院において民法全域にわたる講義と演習を担当されたほか、外書購読、さらには金融法など幅広い分野について教育にあたられてきた。

まず学部においては、毎年、講義や演習を担当され、その明解で奥深い内容には定評がある。そのほか、学習用の判例集を編纂し、また演習教材を公刊されるなど、学部生の知的好奇心を喚起し、そのレベルアップを図ってきた。

また研究大学院にあつては、演習や外書講読を幅広く担当され、教授が指導教員を務めた大学院生はもとより、民法・民法法のみならず、他の分野を専攻する大学院生に対してまで懇切丁寧な指導をされてきた。特に学内の研究会（民事法研究会）

では、大学院生を暖かく指導し、全国レベルの研究者が数多く巣立っている。留学生に対する指導も実にきめ細かく、その教育姿勢は教えを受ける大学院生だけでなく、周囲にあつて教育に当たる多くの教員への無言の教えとなっている。さらにご自身が中心になって組織された金融法研究会等の共同研究を通じて、既に独り立ちした研究者に対しても、ご自身の研究過程や研究成果を示す形で、指導にあたっている。

さらに法曹養成にも熱心に取り組まれた。司法試験に取り組んだご経験があるだけに、その指導は実態を弁えたものであった。研究大学院に実務家の養成をも目的とする専修コースが設けられたさい、数多くの大学院生を指導され、このなかには今日第一線で活躍している実務法曹も多い。また民法を一通り学習した学生に対して、さらにその理解を深める目的で、事例問題を与え、それを解説するというスタイルの中規模サイズの授業をはじめて展開された。この「民法の重要問題」と称する授業は、後の法科大学院における授業の先駆けをなすものであり、本学部において、他の民法の教員が無理のない形で、法科大学院における教育に取り組むことができたのは、教授のこのような経験があつたからである。

このように、瀬川教授は多数の優秀な学生を世に送り出された。

### 三 学部・研究科運営上の業績

瀬川教授は、法学部、法学研究科、全学の各種委員を務められた。委員に取り組む姿勢は真剣そのものであり、たとえば教務委員としてまとめられた「学部教育の現状と展望」（一九八七年）は、五一頁になんなんとする力作であり、どのような仕事に対しても決して手を抜かない教授の姿が如実に表れている。

そこでは、一九七〇年以後の学部教育とそれをめぐる議論の変遷を詳細に分析し、それをふまえて、教育の改善のため今後の課題となる個別的な問題について詳しく検討され、ご自身の見解をまとめている。あたかも一つの「学術論文」であるかのような「作品」であり、多くの同僚から感嘆された。

また、二〇〇四（平成一六）年四月から二〇〇六（平成一八）年三月まで、初代の法科大学院長として、法科大学院の基盤整備に尽力された。当時の法科大学院は制度を一から作り上げる段階にあり、対外的な関係も数多くこなさなくてはならなかったが、丁寧にかつ、粘り強く取り組まれた。さらに二〇〇六（平成一八）年二月から二〇〇八年二月までは、法学研究科長・法学部長として、法学研究科・法学部全体の運営にあたられた。ちょうどグローバルCOEプログラムの採択

に関わる時期であったこともあり、多忙を極めたのではないかと思われる。

この間、学会の理事や多くの学外委員も務められた。そして、何より研究科内での人事案件について、民法のみならず、他の分野に関するものであっても、審査委員として選出された。これは、教授が同僚からいかに学問的に信頼されていたかを示す証左といえよう。もちろん、数多くの博士論文の審査にもあたられてきた。

以上のように、瀬川教授は北海道大学に赴任されてから三四年余にわたり、熱心、かつ、丁寧に学部生・大学院生の教育にあたるとともに、膨大な研究成果をあげてこられた。同僚からも学問的に信頼され、また親しみやすいお人柄から、学部生にも大学院生にも、そして、同僚にも慕われてきた。ここに感謝と敬意を表すとともに、本学部・本研究科を退職された後も、ますますご活躍されることを祈念してやまない。

### 瀬川信久教授の経歴

#### 【学歴・職歴等】

一九七一（昭和四六）年 六月 東京大学法学部卒業  
 一九七一（昭和四六）年 一〇月 司法試験合格  
 一九七三（昭和四八）年 三月 東京大学大学院 法学政治学  
 研究科 民刑事法専攻修了  
 一九七三（昭和四八）年 四月 東京大学法学部助手  
 一九七六（昭和五一）年 七月 北海道大学法学部助教  
 一九八一（昭和五六）年 一〇月 パリ第二大学留学（一九八  
 三年七月）  
 一九八五（昭和六〇）年 七月 北海道大学法学部教授  
 一九八六（昭和六一）年 六月 法学博士（論文） 東京大学  
 二〇〇〇（平成一二）年 四月 北海道大学大学院法学研究科  
 教授（大学院重点化に伴う配  
 置換え）  
 二〇〇四（平成一六）年 四月 北海道大学法科大学院長（  
 二〇〇六年三月）  
 二〇〇四（平成一六）年 四月 北海道大学大学院法学研究科  
 副研究科長（二〇〇六年  
 一二月）  
 二〇〇四（平成一六）年 一二月 北海道大学教育研究評議会評  
 議員代理（二〇〇六年三月）

二〇〇六（平成一八）年 四月 北海道大学教育研究評議会評  
 議員（二〇〇六年一二月）  
 二〇〇六（平成一八）年 一二月 北海道大学大学院法学研究科  
 長・法学部長（二〇〇八年  
 一二月）

# 【学会理事】

・私法学会理事（一九九六年～一九九八年）  
 ・民主主義科学者協会法律部会理事（一九九三年～二〇〇五年）  
 ・日本法社会学会理事（一九九六年～一九九九年、二〇〇二年  
 ～二〇〇七年）  
 ・金融法学会理事（二〇〇八年～現在）

# 【学外委員など】

・法制審議会担保・執行法制部会臨時委員（二〇〇一年～  
 二〇〇三年）  
 ・法制審議会動産・債権担保法制部会臨時委員（二〇〇三年～  
 二〇〇四年）  
 ・公認会計士試験第二次試験委員（一九九四年～一九九六年）  
 ・司法試験委員会審査委員（二〇〇一年度～二〇〇六年度）  
 ・札幌地方裁判所簡易裁判所判事推薦委員会委員（二〇〇三年  
 ～現在）

・道立文書館運営協議会（二〇〇三年～二〇〇九年）

・北海道民生活安定審議会委員（一九九五年～二〇〇一年）

・北海道消費生活審議会委員（二〇〇一年～二〇〇二年）

・札幌弁護士会人権賞選考委員会委員（二〇〇五年、二〇〇七年～二〇〇八年）

・札幌法律援護基金顧問（二〇〇七年～二〇〇八年）

・消費者支援ネット北海道理事長（二〇〇七年～現在）

・大学評価・学位授与機構法学系研究評価専門委員会民事法学部会構成員（二〇〇二年）

・日本学術振興会特別研究員等審査会専門委員（二〇〇〇年～二〇〇二年）

・商事法務賞審査委員会委員（二〇〇五年～現在）

・民法（債権法）改正検討委員会・全体会議委員（二〇〇六年～二〇〇八年）

・名古屋大学法学研究科・法学部外部評価委員（二〇〇八年）

・北海道新聞「読者と道新委員会」委員（二〇〇九年～現在）

#### 〈受賞〉

① 平成七年度東京市政調査会「藤田賞」

② 平成八年度日本不動産学会著作賞

\*いずれも、後記『日本の借地』について。

#### 瀬川信久教授の業績

##### I 著書・編著書

1 『不動産附合法の研究』（有斐閣、一九八一年）（単著）

2 『基礎演習民法（財産法）』（有斐閣、一九九三年）（池田真朗ほかとの共著）

3 『民法判例集3 債権各論』（有斐閣、一九九三年）（内田貴との共編）

4 『日本の借地』（有斐閣、一九九五年）（単著）

5 『民法判例集 担保物権・債権総論』（有斐閣、一九九七年、第二版二〇〇四年、第三版二〇〇八年）（内田貴・森田宏樹との共編著）

6 『民法判例集 債権各論』（有斐閣、一九九七年、第二版二〇〇二年、第三版二〇〇八年）（内田貴との共編著）

7 『私法学の再構築』（北海道大学図書刊行会、一九九九年）（編著）

8 『21世紀の日韓民事法学—高翔龍先生日韓法学交流記念—』（信山社、二〇〇五年）（加藤雅信ほかとの共編著）

9 『民法学における法と政策』（有斐閣、二〇〇七年）（能見善久ほかとの共編著）

10 『事例研究民事法』（日本評論社、二〇〇八年）（七戸克彦ほかとの共編著）

## Ⅱ 論文

1 「不動産附合法の一考察（一）」（六・完）『法学協会雑誌』九四卷六号、九号、一一号、一二号、九五卷二号、九五卷四号（一九七七年～一九七八年）

2 「具体的相続分算定のための遺産評価の基準時」谷口知平ほか編『現代家族法大系4』（有斐閣、一九八〇年）

3 「抵当権と従物（一）」『北大法学論集三一』卷三＝四号上巻（一九八一年）

4 「Ch.ペレルマン『議論の研究』(Traité de l'argumentation)」——実用法学の視点からの検討『日仏法学一三』号（一九八四年）

5 「寄与分における相続人間の公平と被相続人の意思——寄与分額の決定、具体的相続分の算定、相続分の指定、遺留分の算定等の問題について（一）」（四・完）『判例タイムズ』五四〇号、五四一号、五四二号、五四四号（一九八五年）

6 「財産分与制度」山畠正男・泉久雄編『演習民法（親族）』

（青林書院、一九八五年）

7 「遺留分減殺請求権の行使による回復請求権の行使期間の制限」加藤一郎・米倉明編『民法の争点Ⅱ「第2版」』（有斐閣、一九八五年）

8 「子どもを好意で預かった場合の保護義務」加藤一郎・水本浩編『民法・信託法理論の展開』（弘文堂、一九八六年）

9 「フランス法における、児童を預かった者の安全確保義務——慈善活動・青少年活動において預かった場合を中心に——」『北大法学論集三八』卷五＝六号下巻（一九八八年）

10 「札幌の借地（一）、（二・完）——借地法改正論議の基礎的視座を求めて——」『北大法学論集三九』卷五・六号、四一巻二号（一九八九年～一九九〇年）

11 「民法の解釈の方法」『法律時報六一』巻二号（一九八九年）

12 「民法の解釈」星野英一編集代表『民法講座 別巻1』（有斐閣、一九九〇年）

13 「定期借地権による宅地供給の具体像」『法律時報六二』巻九号（一九九〇年）

14 「定期借地権による宅地供給と定期借地権制度の評価」『社会科学研究四二』巻三号（一九九〇年）

15 「裁判例における因果関係の疫学的証明」星野英一・森島

- 昭夫編『現代社会と民法学の動向 上』(有斐閣、一九九一年)
- 16 「梅・富井の民法解釈方法論と法思想」北大法学論集四一  
巻五・六号(一九九一年)
- 17 「これからの土地税制——求められる都市・国土利用のビジョン」法律時報六三巻二号(一九九一年)
- 18 「『豊かな』社会の出現と私法学の課題」法の科学一九号  
(一九九一年)
- 19 「社会・都市の発展と借地借家法規制の方向——居住用借地を中心に」ジュリスト一〇〇六号(一九九二年)
- 20 「不法行為における過失相殺の拡張」法学教室一四五号  
(一九九二年)
- 21 「借地関係の利害構造と定期借地権」日本住宅総合センター  
『定期借地制度の研究』(一九九四年)
- 22 「欠陥、開発危険の抗弁と製造物責任の特質」ジュリスト  
一〇五一号(一九九四年)
- 23 「好意と契約」谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法(13)』  
(有斐閣、一九九六年)
- 24 「危険便益比較による過失判断——テリー教授から、ハンドの定式と大阪アルカリ事件まで——」中川良延ほか編『日本民法学の形成と課題 下』有斐閣(一九九六年)
- 25 「借地市場のメカニズムと借地規制のあり方」住宅問題研究  
究一二巻三号(一九九六年)
- 26 「借地市場の構造と借地法の将来」住宅土地経済二二号  
(一九九六年)
- 27 「消費社会の構造と製造物責任法」『岩波現代講座 現代の  
法13』岩波書店(一九九七年)
- 28 「民法七〇九条(不法行為の一般的成立要件)」広中俊雄・  
星野英一編『民法典の百年 Ⅲ』(有斐閣、一九九八年)
- 29 「日本における建築者の責任」北大法学論集四八巻五号  
(一九九八年)
- 30 「危険・リスク 総論」ジュリスト一二二六号(一九九八年)
- 31 「『市民』の時代の紛争と法」今井弘道編著『『市民』の時代』  
(北大図書刊行会、一九九八年)
- 32 「民法解釈論の今日的位相」瀬川信久編『北大法学部ラ  
イブラリー第二巻 民法学の再構築』(北大図書刊行会、  
一九九九年)
- 33 「なぜ韓国では伝賃金が授受されるのか?——わが国の保  
証金・借地との比較——」北大法学論集五〇巻四号(一九九  
九年)
- 34 「民事法の変容と個人、組織、関係、専門家」法の科学

二八号（一九九九年）

35 Le droit japonais de l'exploitation du sol et de l'immeuble, Revue internationale de droit comparé, 1999, no 3

36 「流動化・証券化の法律問題（一）——資産の移転と証券の発行・流通——」金融法研究・資料編（二七）（二〇〇一年）

37 「物権・債権二分論の意義と射程」ジュリスト一二二九号（二〇〇二年）

38 「明治前期の名譽回復訴訟」林屋礼二ほか編『明治前期の法と裁判』（信山社、二〇〇三年）

39 「知的財産権の侵害と『正当な権利行使』——近時の裁判例をめぐって——」知的財産法政策学研究九号（二〇〇五年）

40 「安全配慮義務論・再考」加藤雅信ほか編『21世紀の日報民事法学』（信山社、二〇〇五年）

41 「動産譲渡登記について」裨貫俊文ほか編『競争法の現代的諸相（上）』（信山社、二〇〇五年）

42 「損害賠償額の算定基準時」（高見進との分担執筆）鎌田薫ほか編『民事法Ⅱ 担保物権・債権総論』（日本評論社、二〇〇五年）

43 「不法行為——因果関係概念の展開」北村一郎編『フランス民法典の二〇〇年』（有斐閣、二〇〇六年）

44 「共同不法行為論転回の事案類型と論理」能見善久ほか編『民法学における法と政策』（有斐閣、二〇〇七年）

45 「末弘巖太郎の民法解釈と法理論」六本佳平ほか編『末弘巖太郎と日本の法社会学』（東大出版会、二〇〇七年）

46 「第二節 所有権の取得」（五十嵐清との共著）川島武宜・川井健編『新版注釈民法（7）』（有斐閣、二〇〇七年）

47 「競争秩序と損害賠償論」NBL八六三号（二〇〇七年）

48 「損害賠償の範囲と判断枠組み」内田貴・大村敦志編『民法の争点』（有斐閣、二〇〇七年）

49 「法人の不法行為」内田貴・大村敦志編『民法の争点』（有斐閣、二〇〇七年）

50 「消費者法と民法」日本経済法学会年報二九号（二〇〇八年）

51 「知的財産権の侵害警告と正当な権利行使（再論）」田村善之編著『新世代知的財産法政策学の創成』（有斐閣、二〇〇八年）

52 「経済的自由をめぐる憲法規範と民事法規範」早稲田大学法学研究科グローバルCOE紀要《企業と法創造》憲法特集号、通巻第二一号（第六卷四号）（二〇一〇年）

53 「川島民法学における法ドグマと科学」法律時報八二卷三三号（二〇一〇年）

54 「『民商の壁』を超えるために」新世代法政策学研究七号

(二〇一〇年)

55 「社会発展與使用者責任の多元化——以『職務行為』為主要研究対象」中日民商法研究第九卷(二〇一〇年)〔社会発展と使用者責任の多元化——「事業執行性」要件を中心に〕のチミト上海交通大学副教授による中国語訳)

56 「私法與消費者法——日本立法的進展與面臨的課題」中日民商法研究第九卷(二〇一〇年)〔消費者私法とは何か——日本における消費者法の展開と課題〕のチミト副教授による中国語訳)

### Ⅲ 判例研究・判例解説

1 「代理人が自己の債務のために極度額・期間のない連帯保証契約を締結する際、相手方たる金融機関が本人の意思を確かめなかったときは、一一〇条の正当理由は認められない(最判昭和四五年二月一五日)」法学協会雑誌八九卷一〇号(一九七二年)

2 「集合物の譲渡担保における目的物の特定(岡山地判昭和四四年六月二日)」ジュリスト五一九号(一九七二年)

3 「被用者の暴行行為による損害が、事業の執行につき第三者に加えた損害にあたるとされた事例(最判昭和四六年六月

二二日)」法学協会雑誌九一卷一号(一九七四年)

4 「すでに財産分与を得ている場合にも、さらに離婚による慰籍料を請求できる場合があるとされた事例(最判昭和四六年七月二三日)」法学協会雑誌九一卷一号(一九七四年)

5 「伐採を目的とする立木の売買契約における売主の義務(最判昭和四七年五月三日)」法学協会雑誌九一卷二号(一九七四年)

6 「陸送中の事故について、自動車所有者が運行供用者責任を負わないとした事例(最判昭和四七年一〇月五日)」法学協会雑誌九一卷四号(一九七四年)

7 「賃借人が賃借建物に附加した部分が滅失した場合の有益費償還請求の可否(最判昭和四八年七月一七日)」法学協会雑誌九二卷四号(一九七五年)

8 「法定条件(営林局長の許可)に、民法一二八条を類推適用した事例(最判昭和三九年一〇月三〇日)」法学協会雑誌九二卷五号(一九七五年)

9 「民法九四条二項によって建物を取得した者は、その敷地賃借権をも取得するとされた事例(最判昭和三九年二月一日)」法学協会雑誌九二卷六号(一九七五年)

10 「売買契約が民法五六一条による解除された場合に、目的

物の引渡を受けていた買主は売主の使用利益を返還しなければならなかった事例（最判昭和五一年二月二三日）」法学協会雑誌九四卷一一号（一九七七年）

11 「旧利息制限法の制限外利息債権を被担保債権として、抵当権の設定登記を請求することはできない（最判昭和三〇年七月一五日）」法学協会雑誌九五卷四号（一九七八年）

12 「営林署職員の白蟻病につき国の安全配慮義務違反を認めた事例（高知地判昭和五二年七月二八日）」判例評論二二一（判例時報八八〇）号（一九七八年）

13 「土地建物の所有者が、土地の所有権移転登記を経ないまま建物に抵当権を設定した場合でも、法定地上権が成立する（最判昭和五三年九月二九日）」判例評論二四四（判例時報九二二）号（一九七九年）

14 「建築途中の建前に第三者が材料を供して建物を完成させた場合における当該建物所有権の帰属（最判昭和五四年一月二五日）」判例評論二四九（判例時報九三八）号（一九七九年）

15 「遺産を構成する特定不動産の共有持分権の譲渡と分割手続（最判昭五〇年十一月七日）」加藤一郎・太田武男編『家族法判例百選「第三版」』（有斐閣、一九八〇年）

16 「抵当権と従物（最判昭四四年三月二八日）」谷口知平・加

藤一郎編『新版・判例演習民法2』（有斐閣、一九八二年）

17 「複合ビルの共有者の一部は、他の共有者・区分所有者の同意を得ないで増築した場合に増築建物の収去義務を負うか——物権的請求権に基づく建物収去請求の被告、附合と収去義務、複合ビルの増築に必要な承諾（東京高判昭和六一年二月二四日）」判例評論三四四（判例時報一二四三）号（一九八七年）

18 「幼稚園児が騒いで名馬の子が暴走・骨折し殺処分になれた場合に、幼稚園の過失を認め、馬の時価等一三四〇万円の支払を命じた事例（札幌地判平成元年九月二八日）」判例評論三八八（判例時報一三七九）号（一九九一年）

19 「抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲（最高一小判平成二年四月一九日）」私法判例リマックス三三三号（日本評論社、一九九一年）

20 「西淀川大気汚染訴訟第一審判決——大阪地判平成三年三月二九日」法学教室一三三三三三三（一九九一年）

21 「今期の主な裁判例（民法判例レビュー三五 民事責任）」判例タイムズ七七一号（一九九二年）

22 「予防接種における禁忌者に該当したことの推定——小樽種痘損害賠償請求上告審判決（最高一小判平成三年四月一九

- 日) 判例タイムズ七七一号 (一九九二年)
- 23 「今期の主な裁判例 (民法判例レビュー 民事責任四二)」  
判例タイムズ八二四号 (一九九三年)
- 24 「交通事故の被害者がその後水死した場合、逸失利益の賠償は死亡時までに限られるか (東京高判平成四年一月二六日)」 判例タイムズ八二四号 (一九九三年)
- 25 「私立大学応援団の暴力行為と学校法人の責任 (最高三小判平成四年一〇月六日)」 私法判例リマックス八号 (日本評論社、一九九四年)
- 26 「今期の主な裁判例 (民法判例レビュー四八 民事責任)」  
判例タイムズ八七一号 (一九九五年)
- 27 「新聞記事が意見を公表したときの、名誉毀損の成否 (東京高判平成六年一月二七日)」 判例タイムズ八七一号 (一九九五年)
- 28 「テレビの発火事故につき家電メーカーの過失を推認した事例―松下テレビ発火事件 (大阪地判平成六年三月二九日)」  
判例評論四三五 (判例時報一五二二) 号 (一九九五年)
- 29 「建物が合体した場合の抵当権 最高裁平成六年一月二五日」 星野英一・平井宜雄編『民法判例百選Ⅰ 総則・物権 [第四版]』 (有斐閣、一九九六年)
- 30 「被用者の取引的不法行為における相手方の「重過失」 (平成六年一月二二日最高三小判)」 私法判例リマックス三三号 (日本評論社、一九九六年)
- 31 「今期の主な裁判例 (民法判例レビュー五六 民事責任)」  
判例タイムズ九三三三号 (一九九七年)
- 32 「一連の変額保険判決について (最判平成八年一〇月二八日)」 判例タイムズ九三三三号 (一九九七年)
- 33 「今期の主な裁判例 (民法判例レビュー六一 民事責任)」  
判例タイムズ九八二二号 (一九九八年)
- 34 「財産的損害につき、民事訴訟法二四八条により相当な損害を認定した事例 (東京高判平成一〇年四月二二日)」 判例タイムズ九八二二号 (一九九八年)
- 35 「今期の主な裁判例 (民法判例レビュー七一 民事責任)」  
判例タイムズ一〇四六号 (二〇〇一年)
- 36 「過労自殺についての使用者の不法行為責任 (最判平成一二年三月二四日)」 判例タイムズ一〇四六号 (二〇〇一年)
- 37 「民法一七七条の第三者の範囲―背信的悪意者からの転得者 最高裁平成八年一〇月二九日」 星野英一・平井宜雄・能見善久編『民法判例百選Ⅰ 総則・物権 [第五版]』 (有斐閣、二〇〇一年)

- 38 「建物が合体した場合の抵当権 最高裁平成六年一月二五日」星野英一・平井宜雄・能見善久編『民法判例百選Ⅰ 総則・物権「第五版」』（有斐閣、二〇〇一年）
- 39 「相続債務がある場合の遺留分侵害額の算定方法 最高裁平成八年一月二六日」久貴忠彦・米倉明・水野紀子編『家族法判例百選「第六版」』（有斐閣、二〇〇二年）
- 40 「相続債務がある場合の遺留分侵害額の算定方法 最高裁平成八年一月二六日」北大法学論集五三卷二号（二〇〇二年）
- 41 「今期の主な裁判例（民法判例レビュー七九 民事責任）」判例タイムズ一一〇七号（二〇〇三年）
- 42 「二つの〇一五七判決 食中毒の原因を公表した行政の国家賠償責任（東京地判平成一三年五月三〇日、大阪地判平成一四年三月一五日）」判例タイムズ一一〇七号（二〇〇三年）
- 43 「今期の主な裁判例（民法判例レビュー九〇 民事責任）」判例タイムズ一一八七号（二〇〇五年）
- 44 「組長責任訴訟における事業執行性の判断（最判平成一六年一月二二日）」判例タイムズ一一八七号（二〇〇五年）
- 45 「共同暴走行為における被害者側の過失 最高裁平成二〇年七月四日」平成二〇年度重要判例解説（有斐閣、二〇〇九年）
- 46 「建物の付合——賃借人のした増築 最高裁昭和四四年七月二五日」中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ 総則・物権「第六版」』（有斐閣、二〇〇九年）

- 47 「相続人がおらず包括受遺者がいる場合の相続財産の管理者 最高裁平成九年九月一二日」松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス 民法Ⅲ親族・相続』（信山社、二〇一〇年）
- 48 「相続財産法人に対する登記手続請求の可否 最高裁平成一一年一月二二日」松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス 民法Ⅲ親族・相続』（信山社、二〇一〇年）
- #### IV 学会報告
- 1 「ドイツ不動産附合法の変遷」（私法学会・一九七七年度個別報告）私法四〇号（一九七八年）
- 2 「民法学の立場から」（不動産法学会シンポジウム 借地・借家法改正問題の現段階と今日の都市問題——借地・借家法改正要綱試案をめぐって）季刊日本不動産学会誌五卷一号（一九八九年）
- 3 「借地・借家法の改正をめぐって」（不動産法学会シンポジウム）日本不動産学会誌七卷二号（一九九二年）
- 4 「都市の成長と借地」（法社会学会）法社会学会四七号（一九九五年）

- 5 「製造物事故の構造と製造物責任―危険効用基準、ハンドの定式と不法行為の類型論」(私法学会・一九九五年度民法ワークショップ) 私法五八号(一九九六年)
  - 6 「貸手責任の社会的背景と法的責任」(金融法学会) 金融法研究二三号(一九九七年)
  - 7 「貸手責任の社会的背景と法的性格―わが国の裁判例の分析から」(金融法学会) 金融法研究二三号(一九九七年)
  - 8 「民法解釈方法論の今日的位相」(私法学会・一九九七年度シンポジウム報告) 私法六〇号(一九九八年)
  - 9 「流動化・証券化の法律問題(一)」(金融法学会北海道地区部会・シンポジウム) 金融法研究第一八号(二〇〇二年)
  - 10 「物権・債権二分論の意義と射程」私法六五号(二〇〇三年)  
\* 『私法』では討論のみ掲載。報告は前掲Ⅱ37
  - 11 「競争秩序と損害賠償論」私法七〇号(二〇〇八年) \* 『私法』では討論のみ掲載。報告は前掲Ⅱ47
- V 座談会・シンポジウムなど**
- 1 「民法を語る(不動産附合法について)」Law School二二号(一九八〇年)
  - 2 「コメント 法解釈論と法学教育(ミニ・シンポジウム)」ジュリスト九四〇号(一九八九年)
  - 3 「民法の解釈の方法(シンポジウム)」法律時報六一卷二号(一九八九年)
  - 4 「統・民法学の課題と方法(シンポジウム)」法律時報六一卷五号(一九八九年)
  - 5 「討論(シンポジウム 定期借地権―都市的土地利用研究会)」法律時報六二卷九号(一九九〇年)
  - 6 「借地法改正問題の所在(シンポジウム 借地・借家法の改正をめぐって)」季刊日本不動産学会誌七卷二号(一九九二年)
  - 7 Discussion on "General Clause in Contract Law", Conference on the Civil Code Revision in the Netherlands, (Tokyo, 1992), published in the Proceedings of the Symposium: Dutch and Japanese Laws Compared (1993) pp.141-145.
  - 8 「こうすれば民法がわかる―総則物権、債権」法学セミナー四八七号、四八八号、法学セミナー四八七号(一九九五年)
  - 9 「補充報告 外国人の人権―民事法の観点から」北大法学論集四六卷六号(一九九六年)
  - 10 「座談会 定期借家権論をめぐって」ジュリスト一一二四号(一九九七年)

- 11 「シンポジウム 定期借家について」考える(上)(下)「不動産鑑定三四卷一二号(一九九七年)、三五卷一号(一九九八年)」
- 12 「座談会 不動産所有権の現代的諸問題」ジュリスト 一二三四号(一九九八年)
- 13 「鼎談」民法解釈方法論の現状と実務(上)(下)判例タイムズ一〇五〇号、一〇五一号(二〇〇一年)(加藤新太郎編『民事司法展望』(判例タイムズ社、二〇〇二年)に収録。)
- 14 「コメント 法科大学院において教える内容はどう変わるか(法科大学院シンポジウム 法科大学院における民法教育のあり方/実体法と手続法の総合教育の実践に向けて)」判例タイムズ一一二九号(二〇〇三年)
- 15 「コメント(シンポジウム 環境秩序への多元的アプローチ(二・完 実定法学のクロスロード)」北大法学論集五六卷四号(二〇〇五年)
- 16 「座談会 ロースクール教育の到達点」ロー・スクール研究一号(二〇〇六年)
- 17 「末弘巖太郎とグローバル化時代の民法学」早稲田大学法学研究科イニシアティブ活動報告二〇〇六年度(二〇〇七年)
- 18 「座談会 法における人間像を語る」法律時報八〇巻一号

(二〇〇八年)

- 19 「コメント 樋口亮介『法人処罰と過失犯論』」新世代法政策学研究五号(二〇一〇年)
  - 20 Sur les mesures de réparation en droit de la concurrence et en droit de l'environnement au Japon「新世代法政策学研究五号(二〇一〇年)(日本語訳は、吉田克己・ムスタファ・メキ編『効率性と法 損害概念の変容』(有斐閣、二〇一〇年)に収録。)
  - 21 「二〇〇九年度私法学会シンポジウム 家族法改正 コメント」私法七二号(二〇一〇年)(補充して、中田裕康編『家族法改正』(有斐閣、二〇一〇年)に収録。)
- Ⅵ 翻訳**
- 1 ジャノー・ブノワ「フランス左翼政権成立後の経済的諸変動——フランス社会党の国有化理論に就いての試練——」北大法学論集三六卷一・二号(一九八五年)
  - 2 アンドレ・タンク「生産物責任に関する欧州共同体指令とそのフランス法への導入」ジュリスト九一一号(一九八八年)
  - 3 ランドロー・イザベル「フランスにおける外国人の私法上の地位」北大法学論集四六卷六号(一九九六年)

- 4 ユーグ・ペリネ・マルケ「フランスにおける建築者の責任」北大法学論集四八巻五号（一九九八年）
- 5 クリスチャン・シェーヌ「一九世紀から二〇世紀半ばまでの危機とフランス法」北大法学論集五〇巻六号（村上裕章との共訳）（二〇〇〇年）
- 6 ステファン・グレゴワール「フランスの著作財産権とデジタルの諸問題」知的財産法政策学研究五号（二〇〇五年）
- 7 ジェラルディヌ・ゴフォール「競争法における損害」吉田克己・ムスタファ・メキ編『効率性と法 損害概念の変容』（有斐閣、二〇一〇年）

## VII 調査報告等

- 1 「札幌地域における借地と精通者の意向」日本住宅総合センター・借地借家制度調査会『借地・借家制度の研究 第一編 精通者の意向』（一九八九年）
- 2 「裁判資料保存についての各国の法制と実情 フランス」（山本和彦との共著）ジュリスト一〇七八号（一九九五年）
- 3 林屋礼二ほか編『図説 判決原本の遺産』（一九九八年）の四項目（開拓使の判決、九官島返還請求事件、樺太沿岸漁業権事件、ブラキストン関係判決）

## VIII 書評・辞典項目・意見書・講演記録・その他

- 1 「バリ留学を顧みて」北大時報三六二号（一九八四年）
- 2 「日本私法学会（一九八六年）（学会だより）」（浜田道代との共著）法学教室七五号（一九八六年）
- 3 「学部教育の現状と展望」『法学部教育・研究年報四 教育特集号』（一九八七年）
- 4 「星野英一 著『民法の焦点（PART①総論）』」法学教室九二号（一九八八年）
- 5 「足入れ婚」など六三項目『新法律学辞典（第三版）』（有斐閣、一九八九年）
- 6 「読書随想 小説の風景」法学セミナー四三〇号（一九九〇年）
- 7 「早慶合同ゼミナール 改築建物の附合と転用物訴権」法学教室一九九号（一九九七年）
- 8 「受験勉強と民法の理論」受験新報四八巻四号（一九九八年）
- 9 「二〇世紀をふりかえる 民法」書斎の窓四九一号（二〇〇〇年）
- 10 「加賀山茂・松浦好治編『法情報学——ネットワーク時代の法学入門』」法学教室二三六号（二〇〇〇年）
- 11 「我妻先生と金融ビッグバン」学士会会報八二八号

(二〇〇〇年)

12 「佐藤岩夫『現代国家と一般条項——借家法の比較歴史社会学的研究』」法社会学五二号(二〇〇〇年)

13 「借地借家制度の変遷」「現行の借地法」日本不動産学会編『不動産学事典』(住宅新報社、二〇〇二年)

14 「意見書(B型肝炎訴訟)」(二〇〇二年)北大法学論集六一巻六号(二〇〇一年)

15 「証券取引規制研究の新しい動き」消費者法ニュース五六号(二〇〇三年)

16 「解説 山田晟」来栖三郎『損害賠償の範囲および方法に關する日独両法の比較研究』『来栖三郎著作集I』信山社(二〇〇四年)

17 「法科大学院探訪(8) 北海道大学法科大学院——大志ある法曹を養成する 瀬川信久教授(法科大学院長)、池田清治教授、田村善之教授に聞く」法学セミナー五九九号(二〇〇四年)

18 「借地借家法三二条は強行法規か?——サブリース最高裁判決について」金融・商事判例一二〇二号(二〇〇四年)

19 「動産譲渡登記と譲渡担保法学の課題」金融・商事判例一二二二号(二〇〇五年)

20 「プレテスト問題の検証 民事系科目」法学セミナー六一二号(二〇〇五年)

21 「東海林邦彦教授の経歴と業績」北大法学論集五五巻六号(二〇〇五年)

22 「競売評価における評価人の注意義務——賠償責任裁判例を素材に」二〇〇七年四月二七日全国競売評価人会議(二〇〇七年)

23 「『日本民法典資料集成』第一巻の刊行について(紹介)」民法研究五号(二〇〇八年)

24 「『法の科学』四〇号と二一世紀世界」法の科学四〇号(二〇〇九年)

25 「吉川吉樹准教授の経歴と業績」北大法学論集五九巻六号(二〇〇九年)

26 「民法と消費者法」廣瀬久和・河上正二編『消費者法判例百選』(有斐閣、二〇一〇年)

27 「消費者問題の歴史展開と消費者団体訴訟」HEERORポート一一〇号(二〇一〇年)